

《記載例》

介護保険 福祉用具貸与例外給付届出書

市川市長

下記利用者の居宅（介護予防）サービス計画書に（介護予防）福祉用具貸与を位置づけることについて、以下のとおり届け出ます。

届出書作成者	届出年月日	令和 ○年 ○月 ○日
	届出区分	初回 継続利用
	【事業所番号】居宅介護（介護予防）支援事業所名	【 0000000000 】 ○○○居宅介護支援事業所
	計画作成担当者氏名	○○ ○○○
	連絡先	住所 市川市市川南1丁目1番1号 電話番号 000-000-0000

対象者	被保険者氏名	被保険者番号	要介護
	市川 太郎	0000123456	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input checked="" type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3
対象品目等	貸与品目種別	貸与開始年月日（初回のみ記載）	福祉用具貸与事業所
	特殊寝台 特殊寝台付属品	令和 ○年 ○月 ○日	○○福祉用具貸与事業所

医師の医学的所見による判断について	病名	末期がん		
	該当する状態	<input type="checkbox"/> i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者	
		<input checked="" type="checkbox"/> ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者	
		<input type="checkbox"/> iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者	
	具体的な心身の状態 福祉用具が必要な理由	※別添可 末期がんにより、患者の状態が急速に悪化し、起き上がりが困難になることが、確実に見込まれるため、特殊寝台が必要と判断する。 「4表参照」または、別紙で医学的所見の記載のある書面がある場合は「別紙参照」とすることも可		
意見を求めた担当医	医療機関名	○○ 病院		
	主治医名	○○ ○○○		
	情報提供年月日	令和 ○年 ○月 ○日	(文書 ・ 口頭)	

担当者会議 開催年月日	令和 ○年 ○月 ○日
-------------	-------------

提出書類	要支援 <input type="checkbox"/> 介護予防サービス・支援計画書の写し <input type="checkbox"/> 介護予防支援・介護予防支援経過記録の写し (<input type="checkbox"/> 届出書または、経過記録に医学的所見の記載がなく、医師の医学的所見を書面で確認した場合)
	要介護 <input checked="" type="checkbox"/> 居宅サービス計画書の写し（1表） <input checked="" type="checkbox"/> サービス担当者会議録の写し（4表） (<input type="checkbox"/> 届出書または、4表に医学的所見の記載がなく、医師の医学的所見を書面で確認した場合)

※市川市記入欄

No.	主治医の所見	サービス担当者会議	サービス計画書	介護度確定前利用者証交付年月日	介護度確定者利用開始月末

市川市受付印

例外給付 よくある質問

**Q1 厚生労働大臣が定める状態像に合致せず、例外給付の届出書の提出が必要な時はどのようなときですか？
またその際の承認期間を教えてください。**

A1

事例	提出期限	適用期間
①認定結果が判定されている方で、 例外給付の届出を、初めて提出するとき	(原則)利用開始月末	受付日を含む月の1日 ～現在の認定の有効期間終了日 ※利用者に対し自己負担の可能性を 説明してください。
②別の貸与種目の追加や変更をするとき ※同一種目内の追加の場合は、届出は不要です		
③特殊寝台を所持しており、特殊寝台付属品のみの 貸与をしようとするとき		
④申請を失念していたとき	市へご連絡ください。ケアマネジャーによる利用者の身体状 況等状態の確認、サービス担当者会議の開催などの手続きが 取られているか確認いたします。 ※状況により給付費を返還していただく場合があります。	
⑤認定の新規申請中のとき	新しい認定結果通知	新しい認定の有効期間
⑥認定の更新・区分変更で貸与継続のとき	日から30日以内(注)	※利用者に対し自己負担の可能性を 説明してください。
⑦更新・区分変更の認定結果が軽度者に該当したとき		

(注) 新しい認定結果通知日は、介護認定による証発行の交付年月日を確認してください。

Q2 医師の医学的所見を聴き取りする場合は、看護師や病院の相談員等からの聴き取りでもよいですか？

A2 医師が看護師等を通して所見を伝える判断をしていれば可とします。主治医の所見伝達方法を確認せず、単に看護師等に聴き取りをした場合は不可としますので、支援経過記録に「主治医の〇〇クリニック△△医師より所見は看護師を通して伝えるとの連絡があった」等の記録をしてください。

Q3 支援事業所等に変更があった際には再度届出書の提出が必要ですか？

A3 不要です。利用者の状態に変わりがなく単に支援事業所や担当ケアマネジャーが変更になった場合には福祉用具貸与の必要性に変わりはないと想定されますので、例外給付の確認結果通知の(写し)を変更後事業所に渡す等、事業所間で十分連携すれば、届出書の再提出は不要です。

Q4 市外から市川市に転入してきた被保険者が、転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合、再度、市川市に届出が必要ですか？

A4 保険者が確認する必要があるため、市川市へ届出が必要です。

Q5 福祉用具貸与にあたり、担当者会議を開催したが、緊急だったため、主治医の意見の聴取が担当者会議に間に合わなかった。担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、通常通り軽度者の届出を行っても問題ないですか？

A5 主治医の意見に基づいて担当者会議を開催することと定められているため、主治医の意見を確認する前に行った担当者会議では、軽度者に対する福祉用具貸与を根拠付けるものとみなすことができません。主治医の意見をもとに再度担当者会議を開催してください。